

## 第4章 重点整備地区の設定

### 1. 重点整備地区および特定経路の設定方針

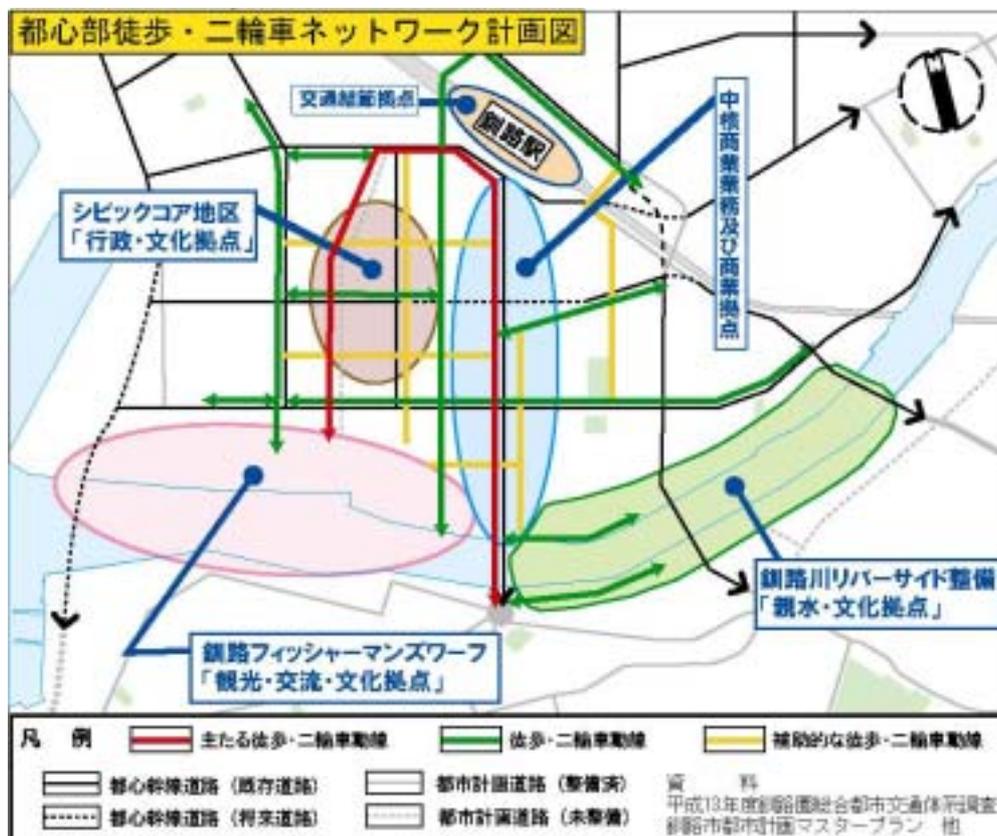
重点整備地区および特定経路の設定方針を示します。

#### (1) 重点整備地区および特定経路の設定について

国においては旅客施設、周辺道路、駅前広場、信号機などを2010年までに達成するバリアフリー化の目標数値を設定しています。

バリアフリー化の観点から釧路市全体でこれら全てにおける整備を進めることが望まれますが、特定旅客施設（JR 釧路駅）と周辺の道路などについて、重点的かつ一体的なバリアフリー化（移動円滑化）を図るため「重点整備地区」として設定します。このため釧路市および国、北海道の関係機関、各交通機関が短期的に整備を推進する部分を「特定経路」として位置づけ、その他の経路やエリアについては中期的に取り組んでいくこととします。

特定経路については、フォーラム、市民懇話会、市民会議等での意見提案と釧路市などが、これまで策定した都心プロムナード計画や釧路圏総合都市交通体系調査での都心部歩行ネットワーク計画との調整を図りつつ、交通バリアフリー法における移動経路の趣旨を踏まえ設定を行いました。さらに、交通結節拠点である釧路駅と都心部まちづくりを重点的に進めているシビックコア地区整備事業、釧路フィッシャーマンズワーフ計画、釧路川リバーサイド整備事業および商業・業務施設など交流拠点施設間の市民、観光客の回遊性の確保と移動円滑化を要件としました。



## ( 2 ) 特定経路の整備目標年次

特定経路の整備目標年次を 2010 年 ( 平成 22 年 ) と設定します。

## ( 3 ) 重点整備地区の選定理由および設定方針

重点整備地区：

特定旅客施設(JR 釧路駅)を中心とした徒歩圏内の範囲とし、市民が日常的に利用する主要な公共施設、福祉施設および商業施設群等を結んだネットワークを重点整備地区として位置づけることとします。

( 重点整備地区候補区域 )

バリアフリー化の必要性は高いが、他計画の方向性が出た段階で調整を図り、重点整備地区と位置づけることが望ましい地区を「重点整備地区候補区域」と位置づけ、本計画の見直しやその他関連する事業の推進時に見直すこととします。

## ( 4 ) 特定経路の選定理由および設定方針

特定経路の選定にあたっては、特定旅客施設と主な施設を結んだネットワークを検討しましたが、道路構造上の問題などからすべての経路を特定経路としては整備できないが、歩行者ネットワークの補完として特定経路に準じる整備を行う経路も含め移動経路を設定することとしました。

特定経路：

- ・ 短期的に整備を推進する経路を「特定経路」として位置づけ
- ・ 特定旅客施設 ( JR 釧路駅 ) や主な施設を結ぶ生活道路であり、その経路のバリアフリー整備により移動利便性の向上が図れる経路を選定
- ・ 移動円滑化のための整備基準に則った整備を行う

バリアフリーネットワーク：

- ・ 特定旅客施設 ( JR 釧路駅 ) や主な施設を結ぶ生活道路であり、特定経路としての整備が望まれるが、平成 13 年以前の道路構造令により段差解消等の整備を図っており、特定経路として整備の緊急性を要しない路線であることから、そのストック機能を特定経路に準じたネットワークとして活用を図る経路。

( 市道にあつては、平成 3 年 4 月 1 日施行の釧路市福祉環境整備要綱に基づいた経路を指す。 )

各施設内整備：

- ・ 特定旅客施設 ( JR 釧路駅 ) において実施すべき事業は、誘導案内の整備や券売機・インターフォン設備の改善を進める。

他計画との調整により今後検討する経路：

- ・ 他計画の方向性が出た段階で、バリアフリー化に向けた検討を行い、本計画の見直しやその他関連する事業の推進時にバリアフリー化を図ることにより、整備を推進する経路。

## 釧路市福祉環境整備要綱（一部抜粋）

### （目 的）

第1条 この要綱は、多数の市民が利用する建築物、道路、公園、駐車場等の施設を、身体障害者、老人及び病弱者等身体の不自由な市民が容易に利用することができるよう、施設の整備に関する基準（以下「福祉環境整備基準」という。）を定め、建築主等の協力を得て本市における都市環境を整備し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

### （適用施設）

第2条 この要綱は、次の各号に掲げる施設（以下「適用施設」という。）に適用する。

- 1 次に掲げる建築物で、その用途に供する床面積が1,000平方メートル以上のもの
  - (1) 百貨店、スーパーストア、スーパーマーケット、その他物品販売を営む店舗
  - (2) 食堂、レストラン、喫茶店、ドライブイン、その他これらに類する店舗
  - (3) 劇場、映画館、遊技場、展示場、集会場、その他これらに類するもの
  - (4) 病院、診療所
  - (5) ホテル、旅館
  - (6) 電気、ガス事業等公益事業の営業所
- 2 次に掲げる建築物及び施設
  - (1) 国又は地方公共団体で、公用又は公共の用に供するもの
  - (2) 学校、体育館、競技場、図書館、科学館、資料館、公会堂、水族館、その他の公共施設
  - (3) 保育所、老人ホーム、その他の社会福祉施設
  - (4) 鉄道駅舎、バスターミナル、フェリーターミナル、旅行案内所、その他これらに類する施設
  - (5) 郵便局、電報電話局、金融機関、その他これらに類する施設
- 3 公園、動物園、遊園地及びこれに類する施設
- 4 道路及びこれらに付属する施設
- 5 その他市長が特に認める施設

### （整備箇所）

第3条 前条の適用施設が整備すべき箇所は次のとおりとし、施設別整備箇所は別に定める。

- 1 建築物
 

駐車場 誘導道路 スロープ 玄関出入口 廊下 室内扉 便所 階段 手すり  
エレベーター カウンター 水飲場 公衆電話
- 2 公園
 

進入口 園路 園内付属施設
- 3 道路
 

歩道 横断歩道 立体横断施設

### （福祉環境整備基準）

第4条 福祉環境整備基準は、別表のとおりとする。ただし地形上その他特別な事由により難しいと市長が認めるときは、その基準の一部を緩和することができる。

## 道路に関する基準（一部抜粋）

### 第1 歩道

- 1 幅員は、原則として120cm以上とする。ただし、電柱、標識等占有物がある場合は、有効幅員90cm以上とすることができる。
- 2 歩車道の区分は、縁石、ガードレール、植樹帯等により明確にすること。
- 3 歩道の巻込部及び横断歩道並びに横断歩道における中央分離帯は、段差切下げを行うものとする。
- 4 歩道舗装の取付勾配は、8%以下とする。

